社会福祉法人古殿町社会福祉協議会一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　　令和７年９月１日　～　令和１２年８月３１日まで

２．内容

目標１：「子の看護等休暇」、「介護休暇」等の円滑な取得を促し、職員の積極的な利用を推進する。

＜対策＞　令和７年９月から

○　職員の具体的ニーズを調査する。
○　全職員に対して「子の看護等休暇」、「介護休暇」等の周知を図る。
○　「子の看護等休暇」対象職員に対して、１年単位で取得実績を確認し、未取得の職員に対して利用を促す。

目標２：年次有給休暇の取得日数を一人あたり平均年間１０日以上の継続を実施する。

＜対策＞　令和７年９月から

○　年次有給休暇の取得状況について実態を把握する。
○　取得が進まない職員に対して取得を促す。
○　計画的な取得に向けて、所属長会議等において研修をおこなう。

目標３：育児休業後に職員が復帰しやすくするための仕組みの構築

＜対策＞　令和７年９月から

○　育児休業中の職員への定期的な情報提供を継続する。
○　復職後に柔軟な働き方がしやすいように、支援制度を定着させる。